

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月13日

【会社名】 ダイワボウホールディングス株式会社
(旧会社名 大和紡績株式会社)

【英訳名】 Daiwabo Holdings Co.,Ltd.
(旧英訳名 DAIWABO CO.,LTD.)
(注)平成21年6月26日開催の第99回定時株主総会の決議により、
平成21年7月1日から会社名を上記のとおり変更した。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菅野 肇

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はない。

【本店の所在の場所】 大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号(御堂筋ダイワビル)

【縦覧に供する場所】 ダイワボウホールディングス株式会社 東京事務所
(東京都中央区日本橋人形町二丁目26番5号 日通人形町ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役菅野 肇は、当社の第98期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。